

令和4年度 社会福祉法人晴山会 桜が丘晴山苑

指定障害福祉サービス事業計画

I 運営方針

当苑は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービス事業所として、障害のある人が地域で普通に暮らせるための支援と、普通に暮らせる地域づくりを推進することを目的とします。

業務につきましては「利用者主体の支援」を基本理念として職員の力量と支援の質の向上により、障害者総合支援法の目指す共生社会の実現に向けた取り組みを推進してまいります。各事業の目標として生活介護事業については「ニーズの多様化に伴う個別性を重視した支援」を就労継続支援B型事業は「利用者様のニーズを基にやりがいのある生産活動、安心できる居場所と社会生活スキルの向上」とし取り組みます。なお、千葉県及び千葉市との協議、近隣の特別支援学校や社会福祉協議会等の社会的ニーズを基に施設の再整備を検討し「地域に必要とされる施設」の実現へ向け準備を進めてまいります。

II 運営計画

1 利用計画（定員）

(1) 指定生活介護事業	24名
(2) 指定就労継続支援B型事業	16名
(3) 指定特定相談支援事業	
(4) 日中一時支援事業	5名

2 職員配置

施設管理者 1名

サービス管理責任者2名（生活支援員又は職業指導員と兼務）

- (1) 指定生活介護事業 10名
(生活支援員8・医師1・看護師1)
- (2) 指定就労継続支援事業B型 6名
(生活支援員1・職業指導員3・目標工賃達成指導員1)
- (3) 指定特定相談支援事業 2名（専任1・兼務1）
(相談支援専門員2)

- (4) 日中一時支援事業 9名（生活介護事業と兼務）
（生活支援員7・機能訓練指導員1・看護師1）

3 基盤整備

(1) 職員の力量の向上と支援の質の向上

利用者ニーズの意識的な確認により支援プログラム等の検討を行う。今後の課題である長期利用者の高齢化、更には施設再整備に伴う事業展開へ向け重度障害者の支援を担う職員の育成と確保を段階的に進める。また、複雑・多様化した利用者ニーズに対応するためには、関係支援機関との連携が不可欠であり、地域の横の繋がりをより強固なものとしていく。

(2) 「やりがい」の持てる生産活動、利用者工賃の向上

各利用者が生産活動を通じて「仕事にやりがいがある」「自分の居場所がある」と感じられるよう、ひとりひとりの個性が発揮できる支援の展開を図る。それぞれの能力、障害特性が利用者工賃の向上に繋がるよう、生産活動の効率化も含め目標工賃達成指導員を中心に工賃向上計画に基づいた生産活動の活性化と「施設内業務を担う新しい形の就労継続支援B型事業」の実現へ向けたプログラムなどの準備を進める。

職員個々の力量の向上により利用者の障害の多様化、高齢・重度化に対応するため、内部コミュニケーションの更なる向上と研修の充実、関係機関との連携を密に取りながら日中活動や生活支援体制の確立に努める。

(3) 特定相談支援事業の体制確立

地域および事業所契約者の相談支援の質が確保できるよう、継続的な支援の体制作りを進めていく。地域の相談支援事業所が連携し、相談支援体制が整備されるよう内部・外部での課題の共有を図る。

(4) 日中一時支援事業の実施

養護学校・特別支援学校の実習生受け入れを中心に、休日・長期休暇等の日中活動の利用希望に応える。当苑の就労移行支援を経て、一般就労した方々の地域生活支援（定着支援）の一助として実施する。

(5) 地域共生社会の実現の推進

障害児者と高齢者、近隣住民が地域で共に豊かに暮らす事が出来る共生社会「地域共生型施設」の実現へ向け地域ニーズを基に関係機関との協働により事業内容などの具体的な検討を進める。

(6) 感染対策等

施設内や送迎車両などの感染防止対策を徹底し、ご家族や関係機関

との情報共有により感染を防ぐ。定期・臨時的な会議による周知や各種研修や専門機関との協働により感染症対策へ継続的に取り組む。

感染症や災害が発生した場合でも、ご利用者への必要なサービスを提供するため研修や関係機関との協働による事業継続計画の策定を段階的に進める。

(7) 権利擁護・虐待防止・身体拘束廃止に関する研修

障害者虐待防止セルフチェックリスト（毎月実施）により利用者の権利擁護・虐待防止、職員のストレスチェックを行い支援の見直しや虐待の早期発見、早期対応を図る。各種研修に参加し定期的、臨時的な会議において職員へ周知し、身体拘束の適正化についても検討を行う。

4 地域との協力体制

千葉市が策定する障害福祉計画等の施策を念頭に置きながら、障害のある人が普通に暮らせるための支援と、普通に暮らせる地域づくりを推進するための取り組みを実践していく。

「千葉市地域支えあい体制作り事業」を継続し、地域貢献・地域との協働を進めていく。高齢者見守りネットワーク・地域支えあい事業を通じて、地域における事業所の役割をより強固なものとしていく。

地元社会福祉協議会と協働の「福祉ふれあいバザー」が、地域福祉イベントとして定着するよう、年間行事計画として位置づけていく。

5 事業所整備

地域福祉の充実を目指し、「地域包括ケアシステム」の地域拠点としての役割を担う事業運営を進めることを念頭に、「障害施設」の協働により計画を進める。

6 年間行事計画

利用者の希望を重視し、自立促進と地域交流を念頭に置いた行事計画を立案する。

4月	新入苑者歓迎会	ご家族説明会
	機関紙発行	防災訓練
5月	健康相談・健康診断	
	小行事1	
6月	就労系行事	
	バーベキュー大会	
7月	健康相談	
	納涼祭	
8月	ウルトラ運動会	機関紙発行

9月	健康相談	小行事2
	防災訓練	利用者満足度調査
10月	そば打ち交流会（地域協働）	
	障害者雇用促進合同面接会	
11月	健康相談・インフルエンザ予防接種	
	日帰りバス旅行 福祉ふれあいバザー（地域協働）	
12月	健康診断	機関紙発行
	もちつき会（地域協働）	
1月	健康相談	小行事3
2月	食事会	
3月	小行事4	防災訓練

7 年間研修計画

(1) 施設外研修

千葉県社会就労センター協議会研修
千葉県知的障害者福祉協会研修
千葉県苦情受付・解決責任者研修
千葉県権利擁護研修、虐待防止・身体拘束廃止に関する計画
全国知的障害者福祉関係職員研修
関東社会就労センター協議会研修
全国社会福祉経営者協議会研修
相談支援に関する研修 その他

(2) 施設内研修

職員倫理に関する研修
権利擁護に関する研修、虐待防止・身体拘束廃止に関する研修
新人職員研修
苦情受付・解決に関する研修
発達障害・高次脳機能障害に関する研修
感染予防に関する研修
その他

8 コンプライアンスプログラムの策定

法人のコンプライアンス規程を基本に、職員意識の向上を目指した研修を進める。併せて苑内の組織編成と方針の作成、また教育プログラムや対応マニュアル等のコンプライアンスプログラムを作成する。

Ⅲ 事業所別計画

指定生活介護事業

1 目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく生活介護事業所として、ご利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第二条の四に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

2 利用計画（定員）

24名

3 業務

（1）運営方針

地域において、安定した生活を営むため常時介護等が必要な者に対し、個別支援計画を作成し身体能力、日常生活能力の維持・向上を目指すために必要な支援を行う。また、生産活動の機会を提供する。

（2）業務内容

- ア、食事や入浴、排せつの介助
- イ、軽作業等の生産活動の実施
- ウ、日常生活上の相談支援
- エ、社会活動の支援
- オ、各種レクリエーションプログラムの実施
- カ、機能回復訓練等の実施
- キ、在宅利用の支援
- ク、健康管理等

指定就労継続支援B型事業

1 目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく就労継続支援B型事業所として、ご利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の十第二号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

2 利用計画（定員）

16名

3 業 務

（1）運営方針

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者に対し、個別支援計画を作成し事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供し（雇用契約は結ばない）工賃の支払い目標水準を設定し、額のアップを図る。又これらを通じて、知識能力の高まった者について、就労への移行に向けて支援を行う。

（2）業務内容

- ア、生産活動の実施、指導
- イ、施設外授産、施設外支援、職場実習の指導
- ウ、在宅利用の支援
- エ、職場規律の指導
- オ、日常生活上の相談支援
- カ、健康管理等

指定特定相談支援事業

1 目 的

サービス利用計画を作成すること及び当該サービス利用計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるための指定障害福祉サービス事業者等その他の者との連絡調整その他の便宜を供与することを目的とする。

2 業 務

（1）運営方針

ご利用者がある有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう心身の状況や生活環境等を考慮し、ご利用者等の選択に基づき意思及び人格が尊重された障害福祉サービスの提供を確保します。そのサービスが特定の種類または事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に提供されるよう配慮した計画相談支援を行います。なお、ご利用者等に適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう市区町村、障害

福祉における関係機関との連携を図り地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めます。

(2) 業務内容

- ア、指定特定相談支援の利用の申込みに係る調整
- イ、生活全般に係る相談、サービス利用計画の作成

日中一時支援事業

1 目的

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護しているご家族の一時的な休息を目的とする。

2 利用計画（定員）

5名

3 業務

(1) 運営方針

ご利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、食事の提供、生産活動、社会適応訓練、相談援助、レクリエーション等を提供することにより、ご利用者の心身の機能の維持、社会自立並びにご利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。

(2) 業務内容

- ア、日常生活訓練サービス
- イ、社会活動・就労支援サービス
- ウ、相談援助サービス
- エ、食事サービス